

2011年（平成23年）12月26日

居宅介護支援事業者
介護予防支援事業者
（介護予防）短期入所生活介護事業者
（介護予防）通所介護事業者 様

藤沢市長 海老根 靖典
（公印省略）

障害福祉サービスにおける「福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）」と
介護保険サービスにおける「（介護予防）通所介護サービス」の同一日利用に
ついて（通知）

日ごろ、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解、ご協力をいただき
お礼申し上げます。

さて、介護保険における「（介護予防）通所介護サービス」は、「短期入所サ
ービス（短期入所生活介護・短期入所療養介護）」を受けている間は利用できな
いこととなっています。

一方、平成21年4月の障害者自立支援法改正により、障害福祉サービスの
区分の中に、日中活動系サービスを併用する場合に算定する「福祉型短期入所
サービス費（Ⅱ）」が創設されたところです。

今回、神奈川県に確認したところ、この障害福祉サービスの「福祉型短期入
所サービス費（Ⅱ）」の場合のみ、日中介護保険の「（介護予防）通所介護サ
ービス」は算定できると回答がありました。

なお、障害福祉サービスの「福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）」を利用の方が
介護保険サービスにおける「（介護予防）通所介護サービス」を位置づける場合
は、適切なケアマネジメントに基づき必要性を判断し、プランに位置づけをし
てください。

事務担当：介護保険課 総務・給付担当

TEL 25-1111（内線）3141

FAX 23-5174

裏面あり

根拠法令等（抜粋）

【指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成 12 年 3 月 1 日 老企 36)】

第 2 居宅サービス単位数表

1. 通則

(2) サービス種類の相互の算定関係について

短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者については、訪問介護費、訪問入浴介護費、訪問看護費、訪問リハビリテーション費、通所介護費及び通所リハビリテーション費ならびに夜間対応型訪問介護費、認知症対応型通所介護費及び小規模多機能型居宅介護費は算定しないものであること。

【障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について（平成 19 年 3 月 28 日 障企発 0328002・障障発 0328002）】

1. 自立支援給付と介護保険制度との適用関係等基本的な考え方について

(2) ①優先される介護保険サービス

自立支援給付に優先する介護保険法の規定による保険給付は、介護給付、予防給付及び市町村特別給付とされている。したがって、これからの給付対象となる介護保険サービスが利用できる場合は、当該介護保険サービスの利用が優先される。

【障害福祉サービスに係る Q&A（指定基準・報酬関係） vol.2
(平成 19 年 12 月 19 日 厚生労働省)】

問2 短期入所と日中活動系サービスを同一日に受けた場合、どのような併給関係になるのか。

(答) 1.原則として短期入所サービス費を算定した日については、日中活動系サービス費を算定することはできない。
2.ただし、真にやむを得ない事由があると認められる場合については、この限りではないこととしている。